

財務大臣が指定した寄付金(告示の概要)

昭和40年4月30日 大蔵省告示第154号による指定(包括的な指定)

	内 容	備 考	
1	国立大学法人等の業務に充てられる寄附金 国立大学法人 大学共同利用機関法人 国立高等専門学校機構 公立大学法人		
1の2	学校の校舎その他付属設備の災害復旧のための寄附金 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校 ※専修学校(以下同じ) 〔高等課程(修業期間の授業時間数2000時間以上) 専門課程(修業期間の授業時間数1700時間以上)〕		(県内の学校の校舎等が災害を受けた場合)
2	学校の敷地、校舎その他付属設備に充てる寄附金 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校	財務大臣の承認を受けたもの(承認の日から1年を超えない期間内)	(県内法人が承認を受けた場合)
2の2	日本私立学校振興・共済事業団への寄附金 教育に必要な費用、基金に充てられるもの 学校法人、私立学校法64条法人が設置する学校、専修学校	※寄付者が指定した学校へ配布する「受配者指定寄附金」 ※個人は、直接学校法人に寄附しても控除の扱いは同じなので、原則として取り扱わないとされている	
2の3	独立行政法人日本学生支援機構に対する寄附金 経済的理由で修学に困難がある優れた学生等に貸与される学資に充てられるもの		
3	研究法人の試験研究の用に直接供する固定資産の取得のための寄附金 ※研究法人 〔特別の法律により設立された法人、民法第34条法人 国民経済上重要な科学技術の試験研究を主目的とするもの〕	財務大臣の承認を受けたもの(承認の日から1年を超えない期間内)	
4	各県共同募金会の共同募金 都道府県の区域内で社会福祉を目的とする事業を営む者に配分することを目的とする	財務大臣の承認を受けたもの(厚生労働大臣の定める期間内)	※県内の共同募金会、日本赤十字社支部に対するものは、住民税で総務大臣の承認等を受けたもの(住民税で従来から控除の対象)と重なります
4の2	中央共同募金会、各県共同募金会への寄附金 〔社会福祉事業、更生保護事業の用に供する土地、建物、機械等設備の取得、改良の費用 社会福祉事業、更生保護事業の経常的経費 社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金〕		
5	日本赤十字社への寄附金	財務大臣の承認を受けたもの(毎年4月1日から9月30日まで)	

昭和40年5月13日 大蔵省告示第159号による指定(個別の指定)

法人又は団体	所在地	使 途	指定の期間
	(県内法人が指定を受けた場合)		